

# 資材置場・駐車場（車両置場）

## 農地転用許可申請書 添付書類

	書類の名称	必要部数	備考
1	許可申請書	第4条	権利の設定・移転を伴わないもの
		第5条	権利の設定・移転を伴うもの
2	住民票の謄本	2	第5条の場合は、当事者双方のもの（1部はコピー可）
3	〈法人・団体の場合〉 法人登記簿の抄本又は謄本 及び定款、寄附行為又は規約	2	（1部はコピー可）
4	土地の登記簿の謄本	2	さいたま地方法務局熊谷支局 ☎524-8805 （1部はコピー可） ※インターネットのものは不可
5	① 位置図（2万分の1）	2	行田市都市計画図（コピー可）
	② 案内図	2	略図又は住宅地図のコピー
	③ 公図（原本）	2	さいたま地方法務局熊谷支局又は市役所税務課 ※インターネットのものは不可
	④ 土地造成図	2	平面図及び横断面図
6	現況写真	1	撮影方向がわかる資料を添付すること。
7	理由書	2	申請理由を詳細、明確に。
8	事業計画書	2	土地の代替性、面積の必要性、 被害防除策、用排水計画などを記載。
9	資金調達計画書	2	見積書、残高証明、融資証明などの 裏付書類を添付すること。
10	土地改良区の意見書	2	元荒川上流土地改良区 ☎556-3135 大里用水土地改良区 ☎521-0433 見沼代用水土地改良区 ☎0480-85-9100 南河原村土地改良区 ☎557-4100 新江川土地改良区 ☎557-4100
11	資材、車両置場等の設置に係る資料	2	配置図を添付すること。
12	農用地除外証明書	2	証明手数料 200円
13	誓約書（実印）	2	印鑑証明書を添付すること。 （1部コピー可）
14	委任状（申請手続等を代理人が行う場合）	2	（1部コピー可）
<p>その他参考資料</p> <p>* 300㎡以上の埋め立て等を伴う場合、市条例に基づく届出が必要となります。 3000㎡以上の埋め立て等を伴う場合、県条例に基づく許可が必要となります。 （東部環境管理事務所 ☎0480-34-4011）</p>			

\* 申請書の受付は、毎月10日が締切りです。

\* 住民票の謄本並びに法人登記簿の抄本及び謄本並びに定款、寄附行為及び規約並びに土地の登記簿の謄本並びに公図並びに印鑑証明書は、申請時以前3か月以内に発行されたものを添付してください。